

## Q1 解雇とはどういうものですか？

a

解雇とは、「使用者の一方的な意思表示による労働契約の解除」のことです。

要するに、労働者が退職する意思がないのに、使用者の方から「〇月〇日で辞めて欲しい。」といわれる場合をいいます。

解雇については、労働基準法などで一定の理由による解雇を禁止している（Q2へ）ほか、解雇制限期間を定めており（Q3へ）、また、解雇する場合は、予告しなければならないこと（Q4へ）とされております。

労働契約の終了事由のうちでも、次のようなものは解雇には該当せず、労働基準法などの解雇に関する規定の適用はありません。

- ① 労使合意による労働契約の解約
- ② 労働者の一方的意思表示による退職
- ③ 労働契約に期間の定めがある場合の期間の満了

ただし、期間の定めがある契約が反復更新されており、実質において期間の定めのない労働契約と認められる場合は、解雇に関する規定の適用があることとなります。

- ④ 定年による場合

ただし、定年に達しても、勤務延長等の取扱がなされたりする場合などは、解雇に関する規定の適用がある場合があります。

- ⑤ 休職期間満了時に復職できない場合

ただし、休職期間満了時に改めて解雇する制度の場合は、この限りではありません。

- ⑥ 労働者が死亡した場合